

# 定 款

株式会社 JMホールディングス

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社JMホールディングスと称し、英文では、JM HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することおよびこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。

1. 食肉および魚介類の処理および販売
2. スーパーマーケットの経営
3. 不動産の賃貸業務
4. 飲食店の経営
5. 惣菜の製造および販売
6. 農畜産物の生産・加工および販売
7. 園芸作物の栽培および販売の業務
8. 酒類の販売
9. たばこ、収入印紙および郵便切手の販売
10. レジャー用品・日用雑貨品の販売
11. 衣料品の販売
12. 医薬品・医薬部外品、化学工業薬品の販売
13. ワイン等の酒類・惣菜類・食料品、日用雑貨の販売、卸売および輸出入
14. 宅配事業の経営
15. フランチャイズチェーン店の運営および経営指導
16. インターネット、移動体通信およびその他の電子的メディア等を利用した商取引に関する企画および調査
17. コンテンツの企画、制作、取得、管理および販売
18. 広告、広報に関する企画および制作
19. 各種マーケティング業務
20. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
21. 有料職業紹介事業

22. イベントの企画・制作・運営
  23. 人材の募集に関する情報提供サービス
  24. 接客対応およびレジ管理、小売り営業の販売管理に関する業務のアウトソーシングの受託
  25. レジ販売管理システム、小売販売管理のシステムのハードウェア、ソフトウェアの研究、開発、販売、メンテナンス
  26. 企業、病医院、医療施設の窓口・受付業務および会計業務のアウトソーシングの受託
  27. 軽作業に関する業務のアウトソーシングの受託
  28. 前各号に附帯する一切の業務
- ② 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を茨城県土浦市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
  2. 監査役
  3. 監査役会
  4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,500万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(单元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

- 第 9 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、また取締役会長、取締役副会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を

もって行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第 36 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社は、株主総会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 当社は、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当および中間配当には利息をつけない。

附 則

① 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

② 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。